

続きまして、山林火災と空き家、空き地の総合的対応について。

今年に入り、西条市、今治市において大規模な山林火災が発生し、市民の皆様からも新居浜市でも起こり得るのではないかという不安の声を多くお聞きいたしました。また、本年2月、岩手県大船渡市では、延焼面積約3,370ヘクタールに及ぶ、平成以降最大規模の山林火災が発生しました。これを受けて、林野庁と消防庁が合同で検討会を開催し、全国の自治体へ大船渡市林野火災を踏まえ、林野火災予防と消火活動の強化を目的とした通知が出されました。

そこで1つ目、本市における山林火災発生リスクと特性について。

西条市、今治市の火災を踏まえると、本市においても山林火災が発生する可能性は否定できません。そこで、本市ではどのような原因で発生する可能性があり、また発生した場合、どのような火災の特徴や懸念される想定事項があるのかお示してください。

2つ目、山林火災に対する注意喚起の取組について。

西条市、今治市の山林火災を踏まえ、愛媛県では今年5月から独自の林野火災警戒アラート制度が運用を開始されました。この林野火災警戒アラートですが、運用を開始されてから、12月5日に初めて発表されました。その林野火災警戒アラートの発表条件として、乾燥注意報発表中であり、最大風速5メートル以上が見込まれ、前後12日間、前10日、当日、そして翌日の平均降水量3ミリメートル以下の、3つの条件全てを満たした場合に発令され、市内全域でたき火や野焼きなどへの注意喚起を促す仕組みとなっています。

そこで、愛媛県の林野火災警戒アラートについて、本市ではどのように周知しているのか、また今後、市として山林火災防止に対してどのような情報発信や注意喚起を行っていくのか、御所見をお伺いいたします。

次に3つ目、山林火災発生時の対応力強化について。

山林火災は、道路整備が不十分な場所でも発生しやすいほか、消防車が近づけない、消火用水の確保が困難なこと、飛び火が起きやすく離れた場所でも延焼リスクが高いなど、被害が重大化しやすい特徴がありますが、消防本部及び消防団では、こうした火災に対応するため、どのような消防資機材を整備しておりますか。また、今後の整備計画については、どのようになっているか、お伺いいたします。

4つ目、空き家、空き地の問題について。

人口減少、高齢化の進展に伴い、空き家、空き地は年々増加しています。管理不十分な土地では、雑草や枯れ草、竹林の繁茂、電線への接触などにより、火災リスクの増加が高まっています。市民の方からは、敷地に雑草や枯れ葉が入ってくる、害虫が増えて困っている、空き地の雑草が道路に出て通学が危険、電線に草が絡んで火災が心配といった切実な声が多数寄せられており、多くの方が所有者に連絡がつかず困っているケースも少なくありません。このように管理不良の空き地や空き家からは、放火やたばこの投げ捨て、漏電等により火災が発生しやすく、特に、それらが山際に存ずる場合は、山林へ延焼し、山林火災へ発展する可能性を秘めております。

また、新居浜市火災予防条例第24条では、空き地及び空き家の管理について、空き地では所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならないと規定されており、空き家についても同様に、所有者、管理者又は当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならないと規定されております。

そこで、市民の方から、空き家や空き地の枯れ草について、火災の危険性の指摘があった場合、消防本部としてはどのように対応していますか、お伺いいたします。

さらに、市民の方からは、電柱や電線に植物が絡んで火災が起こらないか不安といった御相談もお聞きいたします。現地に確認に行くと、資料1のように、（資料を示す）このように電線とか電柱に植物がびっしりと絡みつき、枯れ草となった箇所があり、火災に発展するリスクを強く感じました。

そこで本市では、電柱や電線に植物が接触することによる火災は発生していますか。また、電力・通信事業者との連携体制はどうなっていますか、お伺いいたします。

今後、人口減少社会の進行に伴って、管理の行き届かなかった空き家や空き地はさらに増えることが予想されます。これらの放置により、倒壊の危険性や雑草、樹木の繁茂、不法投棄、害虫など、様々な生活環境の支障が深刻化することが懸念されております。これらは単に、景観や住環境の課題にとどまらず、放置されることで、山林火災の火元となり得る重大なリスクを内包しております。一方で、日本の山林火災の約99%が野焼きやたき火といった人的要因で発生しているとされ、防ぎ得る災害であることが明らかであり、特に本市では、住宅地に隣接した里山や農地が多く、管理不良地の増加と人的要因による火災リスクは密接に関連しております。したがって、空き家、空き地対策と山林火災対策は、切り離すのではなく、一体的に進めていく必要があると考えています。

最後に、本市として、山林火災をゼロにするため、今後、どのように取組を進めていくのか、御所見をお伺いいたします。

**○議長（田窪秀道）** 答弁を求めます。後田消防長。

**○消防長（後田武）**（登壇） 山林火災と空き家、空き地の総合的対応についてお答えいたします。

まず、山林火災発生のリスクと特性についてでございます。

山林火災の発生原因につきましては、屋外でのたき火やバーナーなどを使用した枯れ草の焼却といった野焼き行為が主な原因となっております。また、山林火災が発生した際の特徴や懸念される想定事項につきましては、特に、強風時や空気が乾燥した気象条件下では、枯れ草や下草に着火しやすく、飛び火等により延焼が急速に拡大することが懸念されております。また、消防車両の接近が困難な場所や水利確保に時間を要することもあることから、消火開始に時間を要し、延焼拡大の一因となることが想定されます。

次に、山林火災に対する注意喚起についてでございます。

愛媛県で運用が開始された林野火

災警戒アラートの周知につきましては、アラート発令の基準、発令時の消防の対応について、市ホームページと広報紙にはま消防かわら版を作成し、各自治会回覧板を活用した広報を行っております。

次に、山林火災防止に対する情報発信や注意喚起につきましては、まず、林野火災警戒アラートが4日間継続し、林野火災特別警戒アラートが発令された際には、防災行政無線や消防車両により、屋外での火気の使用を控えるなどの広報を実施いたします。また、今年度は市内の小学生から募集した山林火災防止に関する防火ポスター展をイオンモール新居浜で開催するとともに、農業従事者を対象に、JAえひめ未来の広報紙に記事を掲載する取組を行っております。

次に、山林火災発生時の対応力強化についてでございます。山林火災に対応するための消防資機材の整備状況につきましては、軽量で容易に山林内へ搬送可能な小型動力ポンプや、背負い式消火水のほか、地中などに蓄熱した熱源を確認する熱画像直視装置等を保有しております。また、これらの資機材につきましては、使用頻度や劣化状況を踏まえ、計画的に更新整備を図ってまいります。

次に、空き家、空き地の問題についてでございます。

市民の方から、空き家や空き地の枯れ草について、火災の危険性を指摘された場合の対応につきましては、まず、管轄の消防隊が現地調査を実施した上で、関係部局と連携して所有者を特定し、状況に応じて空き家周辺の可燃物の除去や空き地の枯れ草の除去などを指導しております。

次に、電柱や電線などに絡みついた植物が原因の火災につきましては、本市では、これまで発生事案はありませんが、全国的には火災に至ったケースもあり、電力・通信事業者とは、火災等の災害時における緊急時のホットラインを整備するなど、連携した災害対応が図れる体制を構築しております。

次に、本市として山林火災をゼロにするため、今後どのような取組を進めていくのかにつきましては、本市と山林関係事業所等で構成する新居浜地区林野火災予防協議会で、3月から4月までの間、規制対象の山林における歩行中のたばこや無届けのたき火などを禁止する山火事防止対策を継続するとともに、県の林野火災アラートや、来年から実施予定の火災予防条例改正に伴う林野火災警報・注意報の発令を活用し、野焼きなど的人為的な原因による山林火災の防止に努めてまいります。

○議長（田窪秀道） 加藤昌延議員。

○5番（加藤昌延）（登壇） 御答弁ありがとうございます。空き家や空き地の問題は、単なる景観や雑草の課題ではありません。防災、安全、地域の未来に関わる重大な問題です。山林火災対策と空き家対策は、市民の命、暮らし、財産そして公共予算を守るための政策であり、並行して進めていくべき取組です。本市が積極的に取り組むことを強く要望し、次の質問に移ります。